



今季号の内容：

トランプ政権による税制改正基本方針案公表	1
税制改正案：人事とグローバルモビリティ	4
IRS、LB&I キャンペーンの初期リストを発表	5
FASB、繰延税金の貸借対照表上の分類に関する ASU を発行	7
ミシガン州：ユニタリーの定義に関する控訴裁判所判決の影響	8

トランプ政権による税制改正基本方針案公表

トランプ政権は、4月26日、税制改正に関する基本方針を公表した。これには、法人およびパススルー事業体の最高所得税率を15%に引き下げること、ならびに個人税率の引き下げ、税率区分の削減および大幅な概算控除額の増額等が含まれている。

基本方針の多くは、トランプ氏が2016年の大統領選挙遊説で提唱したものに類似しているが、政府は、その方針を法案の形式では発表しておらず、また、特定の規定がどのように運営されるのか等の詳細についての記載も行っていない。スティーヴン・マヌーチン財務長官とゲーリー・コーン国家経済会議委員長は、4月26日の記者会見で、政府は、議会指導者と協議してこれらの詳細を策定し、今年の夏中に正式な提案を発表すると表明した。

法人税規定：大幅な税率の軽減

法人税についてホワイトハウスは、法人税率を（35%から）15%に引き下げるトランプ氏の選挙公約を継続している。

パススルー事業体：同じく、従前の選挙戦での提言を維持しており、本案は、パススルー事業体（すなわち、事業体レベルで課税されない企業、現行では持ち分を保有する個人のレベルで課税されている）として組織された企業に15%の税率適用を提示している。マヌーチン氏は、4月26日の記者会見で、政府は、高額所得者が個人所得を税率の低い事業所得として申告することを防ぐ等の濫用防止規定を策定するため、議会と協力することを記者に断言した、

テリトリアル課税制度：現行の全世界課税制度から源泉地国課税制度への移行も示唆している。これは、米国内の多国籍企業にとって、米国源泉所得のみが課税対象となることを意味する。この制度は、世界において一般的に採用されている制度であり、今回発表された基本方針においても「米国企業に他国企業と同等の条件を提供する」という点が提案の理由として述べられている。本案件については、トランプ大統領の選挙戦での提言から大きく変わる案となった。大統領の選挙戦中の提言では、米国多国籍企業の米国外事業所得への課税について、繰延の廃止を提案する一方、現行の全世界課税制度自体は維持することを提唱していた。

外国子会社に滞留する資金の国内への還流：トランプ大統領が選挙戦中に提言していた内容と同様、現行法では課税繰り延べとなっている外国子会社が稼得した累積の外国源泉所得について、みなしで国内還流された取り扱い、1回限りの課税を行うことを提案している。1回限りの課税に適用される税率については言及されていない（選挙戦での提言では、10%の税率を提示していた。）4月26日の記者会見で本件について質問された際、マヌーチン氏は記者に対し、政府は適切な税率を決定するため下院および上院と連携すること、そして、税率は「競争力のある」ものになることを語った。

本案では、みなし還流税率が現金と非現金資産で異なるものになるのか、また全額を1年であるいは一定の比率でより長期間にわたり支払うのか（昨年6月に発表された下院共和党の税制改革青写真、および下院歳入委員会のデイヴ・キャンプ委員長（ミシガン州選出共和党）が2014年に発表した包括的税制改革で提案されたように）等については述べられていない。

国境調整税：下院共和党の税制改革案(Blueprint)に含まれていた国境調整税の導入については述べられていない。国境調整税は、その詳細は明らかになっていないが、米国外に輸出される製品、サービスおよび無形物に対する課税を（その生産地を問わず）撤廃し、米国に輸入される製品、サービスおよび無形物に対し（同じく生産地を問わず）20%の課税をするという内容となっている。国境調整税は1兆ドルを超える税収増をもたらすことが見込まれ、法人税軽減案の財源となることが期待されている。輸出および輸入利益団体を代表する納税者擁護連合は、最近、下院および上院議員を自らの側に集めようと米国議会で積極的に活動しており、両院の共和党内の中には、提案に懐疑的な発言をする者が多数いる。トランプ大統領は、過去に本案に対して複雑さによる懸念や輸入に対する未定の「相互税」への関心は示したものの、具体的な提案に対する見解を未だ明確にしていない。

法人税損金算入項目：詳細は明らかではないものの、「特定の法人を対象とする税控除を撤廃する」ことを提案している。選挙遊説でトランプ大統領は、「多くの法人税損金算入項目」を廃止し、税収基盤を拡大するという同様の概括的な主張を行っていた。

インフラ投資財源：大型税制改正による歳入増を新規のインフラ投資の財源として充てるか否かについての提案は含んでいない。（これまでの共和党の税制改革の取組みに反対してきた民主党議員からの支持を得る手段として、トランプ大統領が当該案を含めるかもしれないという報道が事前に流れていた。）

個人税規定：税率の軽減、税優遇措置の削減

個人税については、政府は、現行法に基づく7つの税率区分（10%から39.6%に及ぶ）を、10%、25%および35%の3つの区分に削減することにより、租税負担を軽減することを提案している。（これは、トランプ大統領が2016年の選挙遊説で提唱したものに類

似しているが、その案は、最低税率を 12%、最高税率を 33%にすることを提案していた。) 各税率区分に属する課税所得額は明記されていないが、コーン氏とマヌーチン氏は、記者会見で、議会指導者と協議した上でこれらを最終決定すると述べた。

キャピタルゲイン：2010 年患者保護並びに医療費負担適正化法に基づき規定された、純投資利益に対する 3.8%の課税を廃止することを提案している。コーン氏は、記者会見で、キャピタルゲインの課税率は、現行法と同じ 20%を維持することを示した。

概算控除額：概算控除額について、下院共和党の税制改革案(Blueprint)での提案と同様、夫婦合算申告者は 24,000 ドル、個別申告者は 12,000 ドルに増額することを提案している。(大統領選挙戦の間、トランプ大統領は、夫婦申告者は 30,000 ドル、個別申告者は 15,000 ドルに概算控除額を上げることを提唱していた。)

Alternative Minimum Tax (“AMT”)：大統領選挙戦で提唱していた、遺産税および個人代替ミニマム税 (AMT) を廃止する提案も繰り返し提唱している。法人 AMT の変更に関しては言及されていない。

育児費に関する新税優遇措置：育児費および扶養家族の介護費に直面している世帯の税負担を軽減する提案を含んでいる。(基本方針上では詳しく述べられていないが、トランプ大統領は、大統領選挙戦の間、一定の育児費および高齢者介護費に直面している納税者の調整後総所得控除、世帯が介護費のための資金を蓄えることを奨励する新しい税制優遇貯蓄口座、ならびに従業員に職場での保育を提供する雇用主に対する優遇措置の拡大を求める一連の提言を行っていた。)

現行優遇措置の廃止：政府は、高額納税者への優遇措置の廃止による個人税規則の簡素化を提案している。基本方針には詳細が記載されていないが、マヌーチン氏とコーン氏は、記者会見で、政府は住宅ローン金利控除および慈善贈与関連控除を除いては、現行法の税優遇措置を全て廃止することを意図していると述べた。(選挙戦の間、トランプ大統領は、項目別控除について、夫婦合算申告者は 200,000 ドル、個別申告者は 100,000 ドルを上限とすることを広く提言していた。) また、コーン氏は、記者からの質問に対し、州および地方所得税の控除については、現段階では撤廃の方向であると答えた。

次のステップ：

マヌーチン氏とコーン氏は、記者会見で、ホワイトハウス関係者は、5 月の内に関係者との「聴聞会」を開き、税制案をさらに改善して現在明らかにされていない法案に関する詳細を明確にし、正式な法案にするため下院および上院の指導者と連携する予定であることを示した。マヌーチン氏によると、政府は、可能な限り早期にプロセスを進め、今年中に最終化させる決意を持っているという。

共同声明において、ポール・ライアン下院議長（ウイスコンシン州選出共和党）、ミッチ・マコーネル上院多数党院内総務（ケンタッキー州選出共和党）、ケヴィン・ブラディ下院歳入委員会委員長（テキサス州選出共和党）およびオリン・ハッチ上院財政委員会委員長（ユタ州選出共和党）は、ホワイトハウスが提案する本案を、「米国の税制度を全面的に見直し、中流階級世帯および雇用創出者が 21 世紀の経済においてより良い位置に着くことを保証するための、議会および政府にとって重要な道標であり、公正と簡素化を目指して、経済を成長させ、より良い貯蓄と投資を促進し、雇用創出者の経済的競争力を高め、米国民に繁栄をもたらす方法で税法を再建できる確信がある」ものとして説明した。



URL: http://newsletters.usdbriefs.com/2017/Tax/TNV/170426_1suppA.pdf

税制改正：人事とグローバルモビリティ

税制改正

税制改正は、トランプ大統領と議会の共和党指導者にとって最優先事項であるが、両者は、現行税法を大きく変更する強い希望を表明してきており、行政府および立法府をいずれも共和党が支配していることにより、今回の税制改正はかなりの現実味を帯びてきている。また、世界の税制事情における最近の進展を鑑み、議会租税策定者の間では切迫感が拡大している。

トランプ政権および下院共和党はいずれも税制改正案を提出しているが、これらの案には相違があり、改正案の詳細が不足しているものの、主要な政策目標に関してはかなりの合意事項があるように見える。いずれの案も、法人及び個人税率の軽減、米国内への雇用の回帰の推奨、医療費負担適正化法（ACA）の廃止と代替を含めている。

税制改正が米国企業に与える潜在的な影響は、優先度が高い問題であり、人事およびグローバルモビリティに対する税制改正の影響も見逃せないと考えられる。



人事およびグローバルモビリティに関する留意点および計画

グローバルモビリティ戦略の見直し：個人所得税率の変更は、タックスイコライゼーションを適用している企業にとって、グローバルモビリティ・プログラムの費用に直接的な影響を与える可能性があると考えられる。米国税率が低くなり、外国税率に変更がない場合、みなし税と実際の税との間で配分調整が生じ、これにより、税償還費用全体に影響が及ぶことになる。この変更が企業の総合的な費用の増額になるのか、それとも減額になるのかは、税率の高い国と税率の低い国での任務の組み合わせ（構成）により決まる。よって、ポリシーの全体論的な見直しを行うことにより、グローバルモビリティの構造と費用が企業の事業ニーズに沿っているかの確認に役立てることができる。

報酬プログラムに対する軽減税率の影響の分析：法人税率が軽減されると控除の影響は小さくなるため、高い課税年度に控除を前倒しすることにより、企業は、追加の利益を実現し得ることができる。たとえば賞与支払い発生の前倒し、適格退職者プランや任意従業員給付組合（VEBA）の事前積立て、そしてより高い課税年度の控除を行う機会を提供する新会計手引き（ASU 2016-09）に合わせた持分制度計画の見直し等を行う事により、従業員の福利厚生と報酬プランを事業控除として前倒しすることができる。企業は、自社の報酬プログラムに対する軽減税率の潜在的影響を分析し、法人税控除の影響を増加する機会を検証する必要がある。

従業員福利厚生と持分制度に関する個人所得算入時期：従業員は、ストックオプションの行使を遅らせ、または繰延報酬制度への参加を拡大することにより、所得を将来の課税年度に繰延しすることにより、より低い個人所得税率適用の可能性が見込まれる。しかし、低税率が個人に節税対策の機会を提供できる一方、所得繰延の増加は当該所得に関する法人税控除を遅らせることにもなり得る。よって、報酬控除をより高い課税年度に前倒ししようとする企業に影響を及ぼしかねない。

医療費負担適正化法変更のモニタリング：ACAの廃止と代替については予測されているが、「廃止と代替」の正確な仕組みは、まだ発表されておらず、法律の多くの側面が維持されることが予測される。ACAは現在も有効であり、雇用者は引き続き、2017年各月の潜在的リスクを判断するための内部手続きが適切であるかどうか確認すべきである。

税制度改正は急速に進化していることから、Deloitte Tax LLP のグローバル・エンプロイヤー・サービス(GES)グループは、法案審議の進捗状況および展開について最新情報の提供を継続する予定であるが、企業側への提案としては、グローバルモビリティや報酬プログラム、従業員福利厚生制度に関する法人税控除の前倒しによるキャッシュベネフィットの影響分析等を実施し、税制改正によるこれら変更に対応するためのコストの査定を開始することが望ましいという点が挙げられる。

URL: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-reform-human-resources-and-global-mobility.pdf>

IRS、LB&I キャンペーンの初期リストを発表

IRS 大企業・国際調査部 (Large Business & International Division (“LB&I”)) は、今後の税務調査活動の中心となる対象分野を特定し、13 の「キャンペーン」として 1 月 31 日に発表した。

昨年、LB&I は組織再編成の一環として、税務行政上最も重大な税務リスク項目を特定すると同時に法令順守を徹底させるための計画を策定し、また、これらに対応するために IRS の人員を配分するキャンペーンを実施することを発表した。今回発表されたキャンペーンの初期リストは、LB&I が、重要性の高い分野に絞って税務調査を行う計画を持っていることを示している。このアプローチは、IRS の知識を最大限に活用し、重点項目に関する調査を実施するための適正な人員配分を目的としている。



概要

LB&I の 5 つの重要分野に属する形で構成される最初の 13 のキャンペーンは、以下のとおりである。

- 租税条約および移転価格運営
 - 米国内でディストリビューターとして活動するインバウンド企業
- クロスボーダー活動
 - 配当等による海外利益の国内移転
 - フォーム 1120-F を未提出の外国法人
- 源泉徴収および国外居住者
 - OVDP (海外資産自主開示プログラム) プログラムへのアクセスと中途撤回者への対応
- 企業活動
 - 内国歳入法第 48 条 C エネルギークレジット
 - 国内生産活動控除 (多チャンネルビデオ番組配信業者 (MVPD) およびテレビ放送業者)
 - 小規模自家保険業者
 - 関連会社間取引
 - 繰延変額年金積立金・生命保険積立金および業種別問題解決制度 (IIR)
 - キャピタルゲイン操作
 - 土地開発業者 - 工事完成基準 (CCM)
- パススルー事業体

- TEFRA (1982 年公正税制・財源責任法) 関連制度戦略
- S 法人による税務簿価を超える控除

IRS はこれらのキャンペーンは、LB&I の広範なデータ分析、IRS コンプライアンス担当職員の提起および広く社会で税務関連業務に従事する層からのフィードバックに基づいて決定されたと述べた。LB&I の目標は、調査の対象となる申告書を決定するための過程および選択方法を改善し、税法不遵守のリスクがある問題を特定し、限られた人員を有効に活用することである。

米国内ディストリビューターとして活動するインバウンド企業

初期リストとして発表された 13 のキャンペーンには、米国内で（海外企業の）ディストリビューターとして活動するインバウンド企業に対するキャンペーンが含まれている。租税条約および移転価格運営担当のシャロン・ポーターディレクターが、このキャンペーンの責任者となる。このキャンペーンの目的は、米国内におけるインバウンド企業が、特に中規模マーケットにおいて、独立企業間価格に基づいた適切な利益を得ているかを確認することである。IRS の発表は、米国内のインバウンド企業に対するキャンペーンについて以下のとおり説明している。

外国関連会社より供給される商品を扱う米国インバウンド企業については、当該企業が果たす機能と負うリスクに見合わないわずかな利益しか得ていないケース、または、損失を生じたりしているケースがよく見受けられる。多くの場合、米国企業は、独立企業間価格に基づく同様の取引において、より高い利益を得ることができる。LB&I は、税務調査官が内国歳入法第 482 条の問題を調査する際の助けとなるよう、このキャンペーンの下で包括的な研修計画を策定した。このキャンペーンの対応策は、重要課題に基づいた税務調査の実施である。

なお、このキャンペーンは、「米国内インバウンド企業プロジェクト」というパイロットプログラムより発足した。これにより IRS は、中規模マーケットにおけるインバウンド企業が適切な報酬を稼得していないケースが多い、という判断を下した。

その他キャンペーン

その他 12 のキャンペーンは移転価格以外の課題を扱うが、その中で「関連会社間取引」キャンペーンには言及を要する。このキャンペーンは、企業活動業務分野の下で監督され、一般的に国内取引を中心とし、納税者が法人からパススルー事業体または株主に資金を移転する手段として使用される取引に焦点を置くものと説明されている。よって、対象取引が関連会社間で行われるものであったとしても、これらキャンペーンは移転価格に関するものでないと考えられる。いずれにしても、このキャンペーンについての今後の動向について注視すべきである。

見解

2016 年 11 月 3 日に発表された Treasury Inspector General for Tax Administration (“TIGTA”) 監査で指摘されたとおり、移転価格問題は、LB&I が取扱う国際関連調査項目の約 46%、また、潜在的な調整税額ベースにおいては、国際税務調査総額の 71% を占める。初期リストにおける移転価格に関連するキャンペーンは 1 件のみではあるが、引き続き移転価格は焦点となると考えられる。

よって、LB&I が新しいアプローチへの移行を継続するに伴い、さらに多くの移転価格に関するキャンペーンが発表されることが予想される。TD9803 において 2016 年 12 月 15 日に発行された、内国歳入法第 367 条(d)に基づく新規則及び、2017 年 1 月 4 日に発表された新 IRS 国際実務ユニットは、今後のキャンペーンの先駆けとなり得る。

URL: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-global-transfer-pricing-alert-17-002-15-february-2017.pdf>

FASB、繰延税金の貸借対照表上の分類に関する ASU を発行

概要

2015年11月20日、FASBはASU 2015-17¹を発行し、これにより、流動性配列法で分類された貸借対照表で繰延税金資産（Deferred Tax Assets (“DTA”））と繰延税金負債（Deferred Tax Liabilities (“DTL”））を固定資産もしくは負債として表示することを企業に要求している。このASUは、流動性配列法で分類された貸借対照表でDTAとDTLを流動および固定として別個に表示することを求めている現行の手引きを、簡素化することとなる。

背景と主要規定

繰延税金の貸借対照表の表示を簡素化するプロジェクトは、FASBの簡素化イニシアチブの一環である。2014年6月に開始し、簡素化イニシアチブは、財務情報の有用性を維持強化しつつ、その費用と複雑さを軽減することにより、米国会計基準を改善することを目的としている。

現行の手引き（ASC 740-100-45-4²）では、企業は、「繰延税金負債と繰延税金資産を流動金額と固定金額に分けるものとする。繰延税金負債および資産は、財務諸表に報告されている資産または負債の分類に基づき、流動または固定に分類されるものとする。」と定めている。フィードバックによると、流動または固定に分類した繰延税金の表示は、財務諸表の利用者に役立つ情報をほとんど提供しておらずコストのみが増加する結果となったことを示した。よって、FASBは、流動性配列法で分類された貸借対照表の繰延税金の表示を簡素化する目的で、今回のASUを発行した。税務管轄区域毎によるDTAとDTLの相殺は、新しい手引きの下でも必要とされる。

全ての繰延税金資産および負債を固定として表示する結果、繰延税金資産評価引当金を総固定および流動DTA間の比例案分により割り当てる要件を廃止することとなる。このルールも、法人所得税の会計処理が複雑になる一因である、と考えられていた。

発効日および移行

上場企業については、ASUは、2016年12月15日以降に開始する報告年度、および、これらの年度内の中間会計期間について適用されることとなった。

非上場企業については、ASUは、2017年12月15日以降に開始する報告年度、および、2018年12月15日以降に開始する報告年度内の中間会計期間について適用されることとなった。

さらに、企業は、将来的または遡及的に修正を適用することが認められる。

ASUが採用される期間において、企業は、「会計原則の変更の性質および理由」の開示が必要となる。新しい手引きが将来に向けて適用される場合、以前の財務諸表は遡及的に調整されなかったことを開示するべきである。ただし、新しい表示が遡及的に適用される場合、以前に提出された財務諸表に対する影響を開示する必要がある。

URL: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/audit/ASC/HU/2015/us-aers-headsup-fasb-issues-asu-on-balance-sheet-classification-of-deferred-taxes.pdf>

¹ FASB Accounting Standards Update No. 2015-17, 貸借対照表上の繰延税金資産の分類。

² FASB Accounting Standards Codification (ASC) の表題については、デロイトの”Titles of Topics and Subtopics in the FASB Accounting Standards Codification”を参照。

ミシガン州事業税：ユニタリー所有テストの「間接的」所有の定義

概要

2017年1月24日、ミシガン州最高裁判所は、ミシガン州財務省が上告していた、「LaBelle Management, Inc. 対 ミシガン州財務省」に関するミシガン州控訴裁判所の2016年に下した判決の上告申し立てを却下³した。結果として、関連者間のユニタリー関係の有無を判断する際に考慮する「間接的」所有という定義は、内国歳入法第318条で定められている「みなし」所有の定義とは異なるという判断を下した（ミシガン事業税（Michigan Business Tax（“MBT”））とミシガン法人税⁴（Michigan Corporate Income Tax（“CIT”））の両方に該当）。

背景

本事実の当事者であるミシガン州法人のLaBelle Management, Inc.（以下「納税者」）は、主に2人の兄弟（いずれの持分も50%超ではない）によって所有されていた。更に、その兄弟はPixie, Inc.（以下「Pixie」）およびLaBelle Limited Partnership（以下「LaBelle LP」）を所有していた。ただし、兄弟はいずれもPixie株式の50%超または、LaBelle LPのパートナーシップ持分の50%超を保有していなかった。納税者は、PixieおよびLaBelle LPと共にユニタリーメンバーとして合算申告をするのではなく、個別申告を行っていた。そして税務調査時に、ミシガン州財務省（以下「財務省」）は、これら3つの事業体は、2人の兄弟により保有されており、「ユニタリー事業グループ」の定義における「間接的」支配の要素を満たしていると主張し、ユニタリー事業グループとして合算申告するよう要求した⁵。

ミシガン州控訴裁判所の判決－「間接的」は「みなし」所有を意味しない

ミシガン州控訴裁判所は、2016年4月の判決において、みなし所有は、さまざまな連邦法の文脈で使用されるように、1つのユニタリーメンバーが直接的または間接的に他の関連メンバーを50%超保有しているというMBTの法的要件を満たすのに十分であるという財務省の主張を検討した。然しながら、ミシガン州控訴裁判所は、「MCL 208.1117(6)の間接的の所有は、媒介を通じての所有を意味しており、財務省が主張する法的擬制による所有ではない」と財務省の主張を破棄した。その結果、当該兄弟が保有する3つの事業体は、媒介その他を通じて所有されておらず、MBTの目的上、3つの事業体はユニタリー事業グループとはならない、という判決に至った。

留意点

ミシガン州最高裁判所が当該案件の上告を却下したことに基づいて、ミシガン州財務省は、2017年2月28日に「納税者への通達」を発行し、ミシガン州控訴裁判所の判決以外に、現在「拘束力のある先例」となるものはないと述べ、必須の所有・支配が兄弟関連会社間に存在することを以前定めた歳入行政公報2010-1および2013-1の内容を無効にした⁶。この通達において、財務省は、Labelle Managementに関する判決は、「完全な遡及効果があり、全ての時効を迎えていない課税年度に適用される⁷」ことも述べた。ユニタリーMBTまたはユニタリーCITの納税申告を過去に行っている納税者は、自グループの組織構成を検証し、本判決の「間接的」所有の解釈が自らのユニタリー申告グループに影響があるか否かを検証することが勧められる。特に、共通の米国外親会社に保有されているが、共通の米国親会社（持ち株会社）が存在しない米国関連会社という組織構造にある事業体は、本件に関する対応につき検討する必要があると考えられる。URL: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-labelle-management-decision.pdf>

³ 2017年1月24日 LaBelle Management, Inc 対ミシガン州財務省の上告許可請求の却下命令（ミシガン州最高裁判所 SC 第 154016 号）。

⁴ LaBelle Management が MBT の目的で「ユニタリー事業グループ」の法律上の定義のみを考慮して判断したのに対し、「ユニタリー事業グループ」のミシガン州法人税の定義は「直接的または間接的な所有または支配」への言及と本質的に同一である。ミシガン州会社法第 206.611 条(6)。

⁵ 財務省の結論は、自らの行政手引きである歳入行政公報 2010-1「ユニタリー事業グループ支配テスト」に裏付けられていたが、これには「間接的の所有には、帰属（所有権が間接的にある者に所有され、当該の者がかかる権益をみなし所有する場合）による所有が含まれる」と記載されていた。

⁶ Labelle Management Inc 対財務省判決に関する納税者への通達（2017年2月28日）

⁷ 同上

Talk to Us

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group. If you have questions or comments regarding the content of this newsletter, please contact one of the following leaders:

George Warnock
JSG Americas Leader
Tel: 1 (212) 436-733
Email: gwarnock@deloitte.com

Tetsuya Ishida
JSG Tax Co-Leader
JSG West Region Tax Leader
Tel: 1 (213) 553-1337
Email: tishida@deloitte.com

Tsuneichiro Shimotsuya
JSG East Region Leader
Tel: 1 (212) 653-6563
Email: tsushimotsuya@deloitte.com

Arindam Mitra
JSG Tax Co-Leader
Tel: 1 (202) 879-5670
Email: amitra@deloitte.com

Akira Yamamoto
JSG Central Region Leader
Tel: 1 (313) 396-3373
Email: ayamamoto@deloitte.com

Troy Biddix
JSG Central Region Tax Leader
Tel: 1 (313) 396-3201
Email: tbiddix@deloitte.com

Naofumi Yamazumi
JSG West Region Leader
Tel: 1 (415) 783-6328
Email: nyamazumi@deloitte.com

Toshiro Ikeda
JSG East Region Tax Leader
Tel: 1 (212) 436-4956
Email: toshikeda@deloitte.com

Additional Local Contacts for This Edition

Kaoru Dahm
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (202) 378-5274
Email: kdahm@deloitte.com

Tomoko Miyahara
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6883
Email: tmiyahara@deloitte.com

Joseph Paradiso
Tax Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3175
Email: jparadiso@deloitte.com

Akiko Tateishi
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-4315
Email: aktateishi@deloitte.com

Todd Best
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (213) 784-7129
Email: tbest@deloitte.com

Yasunori Kobayashi
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (313) 396-2804
Email: yakobayashi@deloitte.com

Hiromi Nakazawa
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-0659
Email: hinakazawa@deloitte.com

Madoka Endo
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-4176
Email: madendo@deloitte.com

Yoichi Goto
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1457
Email: ygoto@deloitte.com

William Kim
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4271
Email: wilkim@deloitte.com

Yukiko Modegi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2333
Email: ymodegi@deloitte.com

Randee Tan
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4243
Email: rantan@deloitte.com

Emiko Hashimoto
Tax Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-6854
Email: emhashimoto@deloitte.com

Yusuke Nakatake
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 653-1643
Email: ynakatake@deloitte.com

Jim Ryan
Tax Managing Director | East Region
Tel: 1 (860) 725-3608
Email: jiryan@deloitte.com

Yuki Utsunomiya
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (213) 553-1643
Email: yutsunomiya@deloitte.com

Tanya Crawford
Tax Managing Director | Central Region
Tel: 1 (614) 229-4828
Email: tcrawford@deloitte.com

Terrance Kurtenbach
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (414) 347-6160
Email: tkurtenbach@deloitte.com

Tomonori Okabe
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (316) 486-2221
Email: tokabe@deloitte.com

Junko Enomoto
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2804
Email: junenomoto@deloitte.com

Mika Hayashi
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3603
Email: mhayashi@deloitte.com

Joel Littleford
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (213) 688-5415
Email: jlittleford@deloitte.com

Nana Numata
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-6789
Email: nnumata@deloitte.com

Tomoko Tanega
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (808) 543-0729
Email: ttanega@deloitte.com

Steven Imp
Tax Partner | East Region
Tel: 1 (212) 436-2892
Email: simp@deloitte.com

Kayoko Ohashi
Tax Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3344
Email: kaohashi@deloitte.com

Mike Schmidt
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (404) 220-1505
Email: mikeschmidt@deloitte.com

Yuka Wakino
Tax Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 456-5933
Email: ywakino@deloitte.com

Emi Hatano
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (317) 656-6958
Email: ehatano@deloitte.com

Annie Li
Tax Managing Director | Central Region
Tel: 1 (212) 486-1582
Email: annli@deloitte.com

Aya Ozeki
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-3300
Email: ayaozeki@deloitte.com

Kaoru Fu
Tax Managing Director | West Region
Tel: 1 (415) 783-4738
Email: kfu@deloitte.com

Reiko Ishii
Tax Managing Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1097
Email: rishii@deloitte.com

Tamie Luna
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-7565
Email: tluna@deloitte.com

Michiya Saito
Tax Managing Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1427
Email: micsaito@deloitte.com

Yuki Takahashi
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-3357
Email: yutakahashi@deloitte.com

Kazuki Konno
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-2329
Email: kkonno@deloitte.com

Eisuke Okada
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (202) 220-2095
Email: eiokada@deloitte.com

Hajime Tani
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (512) 492-3922
Email: hijitani@deloitte.com

Akiko Yamamoto
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (404) 492-6570
Email: akyamamoto@deloitte.com

Takashi Kishimoto
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (513) 723-4118
Email: tkishimoto@deloitte.com

John Marcheschi
Tax Managing Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5136
Email: jmarcheschi@deloitte.com

Yoshimasa Umehara
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5739
Email: youmehara@deloitte.com

Hiroko Fukui
Tax Managing Director | West Region
Tel: 1 (408) 704-2453
Email: hfukui@deloitte.com

Hirofumi Kashiwai
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3650
Email: hkashiwai@deloitte.com

Hiroko Mitsui-Shimomura
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3727
Email: hishimomura@deloitte.com

Goro Takami
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1487
Email: gtakami@deloitte.com

Eigen Yanagi
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (408) 704-4717
Email: eyanagi@deloitte.com

About Deloitte

This publication contains general information only and Deloitte is not, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor.

Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this publication. As used in this document, "Deloitte" means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte USA LLP, Deloitte LLP and their respective subsidiaries. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright © 2017 Deloitte Development LLC. All rights reserved.